

慶 弔 規 程

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第78条（慶弔金）に基づき、株式会社トライアングル・ジャパン（以下「会社」という。）の従業員およびその家族に慶弔のあったときの慶弔金および見舞金の支給について定めたものである。

(支給対象者)

第2条 この規程は、勤続1年を超える全ての従業員に適用する。ただし、勤続1年未満の者であっても会社の判断で支給する場合もある。

(支給事項の範囲)

第3条 慶弔金および見舞金を支給する場合は以下の各号のとおりとする。

- ①結婚祝金
- ②出産祝金
- ③死亡弔慰金
- ④家族弔慰金
- ⑤被災見舞金
- ⑥傷病見舞金
- ⑦その他必要と認められたとき

(支給手続き)

第4条 従業員またはその関係者がこの規程により慶弔金または見舞金を受けようとするときは、その事実を証明する書類を添付または掲示し、「慶弔見舞金支給申請書」を提出しなければならない。

- 2 前項の申請が有った場合、事由確認後に速やかに現金支給する。ただし、やむを得ない事情により現金支給が難しい場合は給料日に福利厚生費として支給する。

(結婚祝金)

第5条 従業員が結婚したときは以下の各号の基準に基づき、結婚祝金を支給する。

- ①勤続1年未満の者 10,000円
- ②勤続1年以上の者 20,000円
- ③勤続3年以上の者 30,000円
- ④勤続5年以上の者 50,000円

- 2 会社からすでに結婚祝い金を受けたことがある従業員に対する祝い金は、第1項各号の2分の1の額とする。

(出産祝金)

第6条 従業員またはその配偶者が出産したときは、祝金として出生児1名に対して10,000円を支給する。

- 2 従業員又はその配偶者が、妊娠85日以降の死産の場合、弔慰金として前項の半額を支給する。

(死亡弔慰金)

第7条 従業員が死亡したときは、次の区分により、遺族に対して死亡弔慰金を支給する。

期間	勤続1年未満	勤続1年以上	勤続5年以上	勤続10年以上
業務上	50,000円	150,000円	300,000円	500,000円
業務外	30,000円	100,000円	200,000円	300,000円

- 2 葬儀の際には、会社名および社長名の花輪または供花を供し、弔電を打つものとする。

(家族弔慰金)

第8条 従業員の家族の死亡については、以下の基準に基づき弔慰する。

区分	一般従業員	役職者	供花など
配偶者の死亡の場合	30,000円	40,000円	供花+弔電
子、父母、同居の義父母の死亡の場合	20,000円	30,000円	供花+弔電
血族の兄弟姉妹 同居の祖父母の死亡の場合	10,000円		弔電
別居の祖父母	無し		弔電

(被災見舞金)

第9条 従業員の住居が被災した場合、次の区分により見舞金を支給する。

区分		全焼、全壊 全流失	半焼、半壊 半流失	床上浸水等 状況 に応じて
世帯主で扶養家族 のある者	自己所有	100,000円	50,000円	30,000円
	借家等	50,000円	25,000円	15,000円
世帯主でない者 または独身者	自己所有	60,000円	30,000円	18,000円
	借家等	30,000円	15,000円	9,000円

(傷病見舞金)

第10条 従業員が負傷または被病し、医師の診断によって休業し療養する場合は、次の区分により傷病見舞金を支給する。

期 間	勤続3年未満	勤続3年以上
業務上の傷病により 7日以上休職	20,000円	30,000円
業務外の私傷病により 30日以上休職	10,000円	15,000円

- 2 療養が長期に及ぶときには、役員会の決定により前項の金額を増額することがある。
- 3 同一疾患については1回限りとし、同一社員等に対して3年以内に2回の支給は行わない。

(その他の慶弔見舞金)

第11条 前各条に定めのないものでも、状況により会社が支給の必要のあると認めた場合には、慶弔見舞金を支給することがある。

(重複支給の禁止)

第12条 同一世帯の2名以上の従業員が勤務している場合、慶弔見舞金支給にかかる事由が発生しても、原則として重複して支給はしない。

附 則

1. 本規程は平成25年7月1日より施行する。
2. 本規程は平成30年7月1日より改定施行する。
3. 本規程は令和3年4月1日より改定施行する。